湖西市監査委員告示第１号

湖西市監査基準の一部を改正する基準を次のように定める。

令和８年10月21日

湖西市監査委員　　土屋　隆裕
湖西市監査委員　　佐原　佳美

湖西市監査基準の一部を改正する基準

湖西市監査基準（令和元年湖西市監査委員告示第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第９号中「第243条の２の８第３項」を「第243条の２の９第３項」に改め、同条第２項中「第８条第２項及び」を「第８条第１項及び第２項並びに」に改める。

第８条見出し中「聴取」を「徴取」に改め、同条第１項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の２第５項」を「法第243条の２第10項（公企法第33条の２において準用する場合を含む。）」に、「地方税の収納事務の受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、「検査」の次に「の結果」を加え、「会計管理者」を「会計管理者等」に改め、同条第２項中「地方自治法施行令」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」に、「第22条の５第３項」を「第22条の４第３項」に改める。

附　則

この基準は、公布の日から施行する。